

2014年1月23日

福島県知事
佐藤 雄平 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 宮川えみ子
同 阿部裕美子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2014年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

東日本大震災・原発事故からまもなく3年が経過します。いまだに14万人近い県民が先の見えない避難生活を送り、震災関連死が1600人を超え、直接死を上回るという特別に困難な状況が生まれています。

安倍政権は昨年12月20日に福島の「復興指針」を発表し、原子力規制委員会も「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を、また原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第4次追補を、たて続けに発表しました。これらはいずれも原発を「重要なベース電源」とし、将来にわたり維持・推進しようという「エネルギー基本計画案」を本年早々に閣議決定するための地ならしであり、①被害を上から目線で線引きし分断と幕引きをはかり、②加害者である東京電力は、国民の税金と電気料金によって救済する—という安倍政権のエネルギー政策での暴走のあらわれです。原発事故被害に苦しむ県民に展望を示すためにも、県は被災者を分断する一切の線引きや排除、「期限切れ」を「理由」にした切捨てをおこなわず、県民のどのような選択も国と東京電力が責任を持って支援するという大原則を確立することを求めるべきです。

さらに、安倍首相が侵略戦争を肯定・美化する靖国神社への参拝を強行したことに対して、第二次大戦後の世界秩序に挑戦し、北東アジアの平和と安定を脅かすものとして、隣国の中国・韓国にとどまらず欧米各国からも批判が噴出しました。憲法改定に意欲を燃やし「海外で戦争する国づくり」に暴走する安倍首相の異様さは、昨年12月の秘密保護法強行に端的に現れています。

安倍晋三内閣が昨年閣議決定した2014年度の国家予算案は、一般会計総額95兆8823億円で当初予算として過去最大規模となりました。4月からの消費税増税を前提としていることが最大の特徴である一方で、くらしと福祉の充実を願う国民の願いに背を向ける社会保障削減が目白押しです。また、この予算では現在主に大企業が負担している復興特別法人税について一年前倒しで廃止し、庶民に対しては既に行われている

所得税の25年間の増税に加え、本年6月からは復興特別住民税を10年間増税することも盛り込んでいます。

大型公共事業や企業減税をばらまき、さらには軍事費を拡大するというものであり、まさに、「大企業栄えて民減ぶ」「暮らしを犠牲に戦争する国へ」という安倍内閣の暴走を象徴する予算案となっています。福島県としては、原発再稼働や輸出のために多額の予算が盛り込まれていることも看過できません。

福島第二原発4基も含めた県内原発10基廃炉を国と東京電力に決断させ「原子力に依存しない社会」を全国に発信するとともに、「日本一長生きできる福島県」「日本一子育てしやすい福島県」という目標を実現するためにも、2014年度の県予算編成にあたって、その基本を福祉型福島県づくりへと抜本的に転換することが重要です。

県政には以上の観点に立って、具体的施策の実施を要望します。

一、2014年度県予算編成について

暮らしと地域経済を支える予算も軒並み削減され、原発再稼働に進む中、福島復興へ向けて、下記の点を留意して編成することを求めます。

1. 消費税増税に反対し、増税分の県民負担をやめること。
2. 震災から3年を経て、被災者の生活と地域の再建・再生に何が重要かが鮮明になってきています。研究センターなどの拠点づくりだけにとどまらず、県民一人ひとりの生活と生業の再建こそが復興の土台であることを踏まえて、全力をあげることに。
3. 国家的非常事態と指摘される汚染水対策や健康管理対策など原発事故の収束に向けて、国が前面に立って取り組むことを求めるとともに、県民の不安に応えることができるよう、県は部局横断で対応する体制を全庁的に強化すること。
4. 「日本一子育てしやすい福島県」「日本一長生きできる福島県」を実現するにふさわしい医療、保健、福祉分野の職員増員など体制と施策の強化を図ること。
5. 公共事業は小名浜東港のような不要不急の事業を中止し、災害の復旧・復興を中心に、教育や福祉、生活道路の改善など生活密着の事業を重視すること。
6. 「地域の分断を招く」、「支援策を差別すべきでない」など首長から懸念の声が上がっている政府の「復興指針」については国に抜本の見直しを求め、避難している人もしていない人も、故郷に戻りたい人も戻れない人も、すべての県民が生活と生業を再建できるまで、国と東電が責任を持って支援することを明確にさせること。
7. 住民の被ばく線量評価にあたって、「個人の線量を基本」の名のもとに、被災者に自己責任を押し付ける姿勢を排し、加害者としての国・東電の責任を前面に、よりきめ細かい測定と情報提供こそ基本とすることを求めること。

二、エネルギー政策の転換を

1. 「2030年代に原発ゼロ」の政府方針を投げ捨て、原発を「基盤となる重要なベース電源」などとしてあからさまな原発推進を宣言する「エネルギー基本計画」の撤回を求めること。
2. 「原発は安価で安定供給」という理屈は福島原発事故で完全否定されたにもかかわらず、同じ理由で原発に固執するのが「エネルギー基本計画」であり、1月15日に政府が認定した東電の総合特別事業計画(再建計画)は、その考えをもとに、東電の存続と柏崎刈羽原発再稼働を前提にしています。東電のこの再建計画認定の撤回を求めること。
3. 政府は、原発だのみのエネルギー政策推進によって再生可能エネルギーの普及に本腰を入れてこなかった姿勢にまったく反省することなく、第19回気候変動枠組条約締約国会議(COP19)において、温室効果ガスの90年比25%削減を撤回して同約3%増を表明しました。世界に逆行する日本政府にきびしく抗議するとともに、県内原発全基廃炉・即時原発ゼロを決断し、再生可能エネルギーの急速で大幅な導入へ抜本的転換を求めること。
4. 原発事故により、石炭による火力発電が不可避で、温暖化対策には原発が有効であるかのように政府は言いますが、原発は出力が調整できず、石炭火力発電所と組み合わせて使ってきたため、結果的には原発とともに石炭火発由来のCO₂が増えてきたのが現実です。これ以上の石炭火発の設置を認めず、既存石炭火発の燃料転換を図り、CO₂大幅削減実現のために、県として国と事業者を求めること。
5. 地域主導での「再生可能エネルギー先駆けの地」にふさわしく、地域の県民が主役になり、地域で生産するエネルギーが地域で消費され、その地域で資金が循環し、利益が還元するしくみを県が主導して市町村とともに構築すること。
6. 無暖房住宅のような省エネ家屋などの建築技術開発など、省エネを進める県内中小業者の技術開発、その成果による設備導入へのそれぞれの支援のしくみを創設すること。

三、原発推進政策への回帰を許さない福島県からの発信

1. 福島原発事故の原因も究明されず、事故収束の見通しも立たず、そのうえ各原発の地震・津波想定に対する数値の定めもなく、活断層があっても地表に見えなければ原発を建設してもよく、住民の避難計画は自治体まかせという「新規制基準」に基づく原発再稼働の中止を求めること。
2. 使用済み核燃料を安全に再処理する方法も、再処理後の高レベル・低レベル放射性廃棄物を最終処分する方法も示されない「核燃料サイクル」政策からの撤退を求めること。
3. 深い地層での地下水汚染、汚染水タンクとは離れた排水溝からの外洋への流出、第一原発3号機建屋内の汚染水漏れなど、汚染水は深刻度を増しているのが現実

です。国が「放射能で海を汚さない」を大原則に、汚染水対策と廃炉に責任と主体性をもつ体制の現地対策本部を置いて、原発周辺を含めた地下地層・地下水動態、汚染状況、海域への影響などを徹底して調査・公表し責任ある対策を求めるとともに、県としても監視・調査体制と対応を充実させること。

4. 汚染水処理をはじめとした事故収束・廃炉労働者を、福島未来を切り開くための国家プロジェクト労働者と位置づけ、健康管理に万全を期す国の責任と姿勢を明確に示すことを求めるとともに、県としても十全な対応をとること。

四、除染の促進と中間貯蔵施設について

(1) 除染の促進について

1. 市町村の除染の到達に格差が生じている実態に照らし、促進のための市町村支援を強化すること。
2. 除染を実施しても生活空間線量が下がらない場合について、国が再除染の方法を含めた方針を早期に確立するよう求めること。
3. 生活空間に近い山林の除染について、宅地からの距離にこだわらず住宅の線量低減を基準にして除染を先行して行うこと。
4. 子どもと妊婦のいる世帯の除染を優先的に行うよう市町村を支援すること。
5. 市町村が除染計画を策定する以前に個人的に実施した除染費用を早期に支払う仕組みを提示するように国と東電に求めること。
6. 県内の一割程度のため池で目詰まりを起こして取水できなくなっているとの状況を踏まえ、農業用ダムを含む底質の土砂の除染を早期に実施できるよう国に方針の確立を求めること。
7. 国が直轄で除染する特別地域の除染を最大で3年間延長すると発表しましたが、帰還困難区域を含め、徹底した除染を促進させるよう求めること。
8. 除染の目標はあくまで年間追加被ばく線量1ミリシーベルトを堅持するよう改めて国に求めること。

(2) 中間貯蔵施設設置要請への対応について

1. 国の中間貯蔵施設設置要請に対して、県は、国が最終処分場を県外に設置するための法制化を行うことを受入れの条件としています。しかし、30年後に最終処分場にならない保証はありません。国が放射性廃棄物の処理について、問題の先送りをせず、最終処分の方法、場所を開かれた形で国民、住民が討論し、専門家の知見も総集し、国民、住民合意のもと国として責任を持って具体化を図るなど、期限を切った方針を確立するよう求めること。
2. 国の要請に対して、知事は県の責任で決定する方針を示してきました。中間貯蔵施設設置予定4町（大熊、双葉、富岡、楡葉）について、住民合意を前提とし、丁寧な意見聴取と合意形成のための取り組みを重視し、県からの押しつけは絶対

に行わないこと。

3. 中間貯蔵施設設置要請4町の地域復興計画との整合性を図り、復旧・復興、地域振興策と一体のものとして議論できるよう、国に責任ある対応を求め、住民が希望の持てる復興が進むようにすること。

五、全ての被災県民に対する完全賠償を求めることについて

1. 2017年5月末で避難者への賠償を基本的には終期とするとの中間指針第4次追補は、今後何十年と継続する低線量被曝への不安、健康への不安と否応なく向き合わざるを得ない放射能被害の実態から大きくかい離しています。県はこの第4次追補を容認せず、国に対して賠償打ち切り先にありきの方針を撤回させ、被害の実態に見合う完全賠償を最後まで求めること。
2. ADRが、特定避難勧奨地点が点在する地域の住民への精神的損害賠償の和解案を提示したことを重く受け止め、精神的損害は国の避難指示が行われている地域に限定するとした国のこれまでの方針を見直し、全ての県民の精神的損害について賠償を行うよう国と東電に求めること。
3. 国が勝手に線引きした避難地域の再編による避難地域指定の別にかかわらず、避難の実態に見合った賠償が行われるよう国と東電に求めること。特に、故郷喪失慰謝料は、帰還困難区域に限定することなく、帰還できない選択をせざるを得ない全ての避難者に対して賠償されるべきであり、国に基本方針の見直しを求めること。またその金額について、日弁連が声明で述べているように不十分と言わざるを得ず、故郷喪失に見合う賠償額となるよう求めること。
4. 農地、山林の賠償についても、農林業の再建を希望する被災者が再取得できる賠償基準に引き上げるよう国と東電に求めること。
5. 出荷規制がかかった作物に関する個人的な賠償請求への対応が極めて遅く、3年近く経過した現在も全く賠償が行われない現状があることから、早期の賠償を国と東電に求めること。
6. 自主避難者に対しても、精神的損害とともに生活費の増加分の賠償を行うよう国と東電に求めること。

六、被災者支援、住まいは人権の立場で生活再建を

大震災・原発事故による被災から3年近くたっても、一向に先の見通しがもてないでいる被災者や県民への長期にわたる支援の継続が求められています。以下の点について国へ求めるとともに、県独自の支援策を講じるよう求めます。

1. 被災者一人ひとりに寄り添い、生活と生業、地域社会が再建できるまで、被災者が自力で歩き出せるよう国の支援が必要です。そのためにも、旧来の災害対策の「原則」を取り払い、住宅と生業の再建に必要な公的支援を行うこと。
2. 原発放射能被害に対する支援は、避難指示区域だけの支援に限定しないよう国に

求めること。

3. 自主避難者に対する支援については、引き続き県外・県内、また同一市町村内への避難についても区別なく支援すること。全国の都道府県にも支援の継続を要請すること。
4. 長期にわたる避難が続く中で、家族のありようが変化するのは当然のことです。仮設住宅や借り上げ住宅からの「住み替え」については、柔軟に対応するよう国に強く求めること。合わせて、現在の借り上げ住宅を、復興公営住宅と「みなす」特例措置を講ずるよう求めること。
5. 災害復興公営住宅の整備がすすまない現状から、仮設住宅の改修・保全については継続して対応すること。
6. 19年目を迎えた阪神・淡路大震災の被災者を、災害復興公営住宅から追い出す動きがでています。本県の被災者が、将来同様の事態に至らないよう、災害復興公営住宅の入居に期限を設けないこと。
7. 公営住宅を増設する県の住生活基本計画に、若者や単身者が入居できるよう見直しを図ること。
8. 二重ローン対策、木造個人住宅への支援と耐震化への支援を拡充すること。

七、福祉型県づくりの課題

昨年の第一次の申し入れで、県行政の信頼回復の大前提として、福祉型県づくりへの姿勢転換のために包括的に提起しました。今回はそれ以外の項目を取り上げます。

1. 阪神・淡路大震災の経験では、心のケアが必要な子どもの人数がピークとなったのは震災から4～5年後であり、本県においても県独自の人材養成を含め、心のケアの長期的な態勢充実を確実に図ること。
2. がん対策を総合的に推進する最大の保障は、いつでも、どこでも、費用の心配なく検診が受けられることです。国の財源保障のもと、市町村とともにその実現を図ること。
3. 県立医大に整備を進める「ふくしま国際医療科学センター」が、臨床医の派遣など地域医療に臨床的に貢献する道筋を示すこと。
4. 医療復興計画期間中の帰還が困難な住民に対し、今現在の避難生活における医療提供上の実態を県としてつぶさに把握し、医療面での支援を具体化すること。
5. 医療の人材・提供体制の絶対的不足のもと、国が言う「役割分担」「機能分化」「連携」を進めれば、身近な病院が消え、中核病院に負担が集中して本来の機能を果たせなくなり、周辺部での機能分化は画に描いた餅になることを福島原発震災が示しました。このことを真正面からとらえること。
6. 福祉・介護人材については、需要に見合った確保をめざし、介護労働者需給見通しを県独自に策定し、養成、定着、離職防止対策をとるとともに、介護の専門性が発揮できる賃金・労働条件改善と安定した雇用の確保について、県としての支

援策を具体化すること。

八、農林水産業、地場産業の復興へ

(1) 農林水産業について

1. 大震災・原発事故による甚大な被害を受けた農林水産業への本格的支援を進め、復興の大きな足かせになるTPP交渉から撤退し、TPP参加を前提にした「農業改革」をやめるよう国に求めること。
2. TPP参加で外国産米の輸入が増えることを見越し、5年後に国内での生産調整を廃止する方針を撤回させ、食料自給率を50%へと引き上げることを当面の目標とするよう国に求めること。
3. 財界の求めに応じ農地に関する権限を地域から奪い、耕作放棄地等不利地を除外し優良農地を大企業に集積することを狙いとした「農地中間管理機構」の導入をやめること。
4. 産直など地産地消の推進のための支援を拡充すること。
5. イノシシ対策等有害鳥獣被害対策支援を強化すること。
6. 国に森林除染の実証試験強化を求め、除染と間伐の一体化と木材利用促進を進めること。
7. 椎茸の早期出荷制限解除のための支援と全量検査体制を実施すること。
8. 漁業の本格的再開に向けて、試験操業の拡大や魚種、海域のきめ細かな放射性核種の検査体制の拡充、ホッキ貝の産地復興のため海底での砂の堆積状況、放射能の汚染状況を調査すること。

(2) 地場産業の復興と雇用・労働環境の改善について

1. 地元中小事業者の復興が基本との観点で、グループ補助金の支援継続・拡充と弾力的運用を求めること。避難地域でのグループ化が困難な事業者にも同率の補助を行うこと。
2. 離職率が異常に高い「ブラック企業」を公表し、労働条件の改善を求めること。
3. 観光客の誘致や教育旅行について、被災地の実状に直接触れる機会づくりも含め、促進体制の強化・充実を図ること。

九、子どもの健やかな成長と教育の充実を

(1) 子どもの健やかな成長のために

原発事故の放射能被害が長期に続くことから、子どもの健康や心身ともに健全な成長を支援していくために、量と質の両面から充実を図るよう求めます。

1. 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、待機児童の解消を図るなど公的責任を明確にした計画となるよう市町村を支援し、財源保障を国に求めること。
2. 本県の子どもの顕著な体力低下や肥満率の上昇が問題となっている現状を深刻に

とらえ、改善に向け具体的に対策をとること。

3. 子どもたちへの放射能の測定・除染対策と健康支援は、今後も継続して実施するとともに、その財源を十分に確保すること。
4. ふくしまっ子体験活動応援事業については、国の補助金を活用して県外への保養についても対象に加えるなど、予算と事業内容の拡充を図ること。

(2) 大震災・原発事故に配慮した教育充実を

震災・原発事故を受けた子どものたちが、本県で心身ともに豊かな教育を受けられるよう、あらゆる方策をとることを求めます。

1. 旧来の教員定数の考え方を見直し、正教員の大幅増員を図ること。
2. 図書の実をすすめる、正規の学校司書を各学校に配置できるよう市町村を支援すること。
3. 学校内にとどまらず、家庭まで含めた子どもの生活全体を把握して支援するスクールソーシャルワーカーの役割を重視し、さらなる増員を図ること。
4. 児童福祉司を大幅に増員し、児童虐待の防止と児童相談所体制を強化すること。
5. 学校耐震化の促進、すべての教室へのエアコン設置、避難自治体の学校施設の整備支援を急ぐこと。
6. 特別支援教育の予算を増やし、教室不足の解消、老朽校舎や宿舎の改修を促進すること。
7. 戦争できる国づくりと人づくりをすすめるような、憲法9条の改悪と一体のゆがみを教育現場にもちこまないこと。
8. 国連子どもの権利条約を生かした教育をすすめる、子どもを過度の競走に駆り立てる全国学力テストの結果公表をやめ、テストの中止を求めること。
9. 就学援助制度の周知・徹底を図ること。小中高の保護者負担を軽減すること。
10. 高校授業料の無償化廃止は、世界の流れに逆行するものです。被災県の立場から、授業料のほか教材費等を含めて教育費を無償とするよう国に求めること。
11. 給付制の奨学金制度を創設すること。
12. 双葉地域の中高一貫校については、学科や場所の選定についても子どもたちや保護者の意見を十分反映させること。

以 上